

事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領

(目的)

第1 この要領は、事業協同組合の受注機会の確保を図るため、山梨県告示第304号（平成30年10月4日）に基づき競争入札参加者の資格を定める場合における事業協同組合の総合点数の算定方法等に関する特例を設けることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、「事業協同組合」とは、中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。

2 この要領において、「審査対象者」とは、事業協同組合（以下「組合」という。）が、次の各号に該当する者のうちから当該組合の希望工事種別ごとに指定したものをいう。この場合において、審査対象者は5を超えてはならない。

- (1) 当該組合の組合員であること。
- (2) 当該組合の理事となっている個人又は当該組合の理事が役員となっている法人であること。
- (3) 当該組合が経営に関する事項の審査を受けようとする工事種別について、建設業法第3条の規定による許可を受けている者であること。
- (4) 次の欠格要件に該当しない者であること。
 - イ 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ロ 故意に工事を粗雑にするなど不正行為をした者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - ハ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
 - ニ 入札参加資格審査申請及び添付書類中の重要な事項について虚偽の申請をし、又は重要な事実について申告しなかった者で、その事実があった後2年を経過しない者
- (5) 次に掲げる規定に規定する届出の義務を履行している者であること（当該届出の義務がない者を除く。）。
 - イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条
 - ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条
 - ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条

(特例計算の方法)

第3 当該組合の総合点数の算定方法に関する特例については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 年間平均完成工事高は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和とする。
- (2) 自己資本額及び利益額は、当該組合及び各審査対象者の自己資本額及び利益額のそれぞれの和とする。
- (3) 経営状況の点数は、当該組合及び各審査対象者の経営状況の点数の平均値とする。
- (4) 希望工事種別ごとの技術職員数及び年間平均元請完成工事高は、当該組合及び各審査対象者の希望工事種別ごとの技術職員数及び年間平均元請完成工事高のそれぞれの和とする。
- (5) その他の審査項目（社会性等）の点数は、当該組合及び各審査対象者のその他の審査項目の点数の平均値とする。

（特例の適用）

第4 第3の規定は、同規定による特例の適用を希望する旨の申し出をした組合について適用するものとする。

2 前項の申し出は、入札参加資格申請時に申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 中小企業の官公需適格組合の証明を受けていることを証明する書面の写し
- (2) 審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名
- (3) 役員名簿
- (4) 組合員名簿
- (5) 申請時に有効な建設業許可通知書の写し（許可通知書を紛失した場合は許可証明書）
- (6) 経営事項審査結果通知書の写し
- (7) 経営規模等総括表（様式3）

（変更の届出等）

第5 第3の規定の適用を受けて入札参加資格があると認定された組合は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかにその旨を届け出なければならないものとする。

- (1) 審査対象者が、第2第2項各号の一に該当しなくなったとき。
- (2) 第4第2項第2号に掲げる事項に変更があったとき。

2 当該組合から前項第1号に該当することとなった旨の同項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、入札参加資格の認定を変更するものとする。

（附則）

この要領は、昭和58年1月1日から適用する。

（附則）

この要領は、平成10年1月1日から適用する。

（附則）

この要領は、平成16年12月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成21年3月10日から適用する。

(附則)

この要領は、平成23年1月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成26年12月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成30年11月27日から適用する。

(附則)

この要領は、令和2年10月14日から適用する。